

○港湾法施行規則第十五条の三第四項の国土交通大臣が定める使用料の額等

(令和五年九月二十九日)

(国土交通省告示第九百八十九号)

港湾法施行規則(昭和二十六年運輸省令第九十八号)第十五条の三第四項の規定に基づき、及び同令を実施するため、国土交通大臣が定める使用料の額等を次のように定める。

港湾法施行規則第十五条の三第四項の国土交通大臣が定める使用料の額等

(使用料の額)

第一条 港湾法施行規則第十五条の三第四項の国土交通大臣が定める額は、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四十八条の四第一項第四号の電子情報処理組織(以下単に「電子情報処理組織」という。)を使用して港湾取扱貨物情報を授受した期間一月につき六千六百円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)とする。

(使用料の減免)

第二条 前条の規定による使用料の額は、次のいずれかに該当する場合、前条の規定にかかわらず、零円と

する。

一 電子情報処理組織を使用して行う取引（一の帳票（港湾取扱貨物情報を記録した電磁的記録をいう。）又は相互に関連する複数の帳票の集合体をいう。次号において同じ。）が、電子情報処理組織の使用を開始してから百件以内のとき。

二 取引が一月につき十件以内のとき。

2 国土交通大臣は、前項に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、前条の規定による使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の支払方法）

第三条 使用料は、年度の一年分をとりまとめて、電子情報処理組織上に示す方法により、電子情報処理組織上に示す支払期限までにこれを支払うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和五年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 使用料の額は、第一条及び第二条の規定にかかわらず、令和五年十月一日から令和八年三月三十一日までの間において零円とする。